

## ■■■■■守山市民体育館 弓道場の利用規定■■■■■

各体育施設利用規定について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。  
大会利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

### ■お申込みおよび、利用料金区分について

#### 1.お申し込みの受付開始日

守山市内区分は利用予定日が属する月の2ヶ月前の月、1日から申請が可能です。※守山市外区分は1ヶ月前より受付。

2.各種申請受付時間は市民体育館の開館日9:00～17:00です。（時間外の受付はできません）

3.利用料金はすべて申請時にお支払いください。（先着前納制）

4.市内、市外の料金区分については利用者全体の半数以上が湖南圏域（守山・草津・野洲・栗東）の在住者であれば市内区分料金となりますが、守山市以外のお申し込みでの受付開始日は市外区分（1ヶ月前）となりますのでご注意ください。

※練習試合等で対戦相手が湖南圏域外チームの場合は市外料金区分となります。

5.湖南圏域内事業所が主催であっても、利用者全体の半数以上が湖南圏域外の事業所勤務者であれば市外区分料金となります。

6.施設利用終了後に利用者名簿の提出がなければ、すべて市外料金区分とさせていただきます。

7.電話等による利用申し込みはできません。（仮予約も不可）

8.申請書提出後の取り消し（キャンセル）、日程および時間変更は一切できません。但し、気象警報発令等や施設側の問題により施設が利用できない場合は日程変更または還付（返金）請求ができます。この場合、日程変更、還付請求は利用予定日から1ヶ月以内に手続きしてください。

（例:4/1分の還付手続きは4/30まで）

※注)1ヶ月を過ぎますと変更、還付ともできません。手続きには申請者の印鑑および申請書の控え（領収書）が必要です。

9.夜間区分（17:00～22:00）の利用申し込みについては、利用予定日の1週間前までにご利用します。

10.18歳未満（高校生含む）だけでの利用許可は昼夜問わず安全管理上できません。必ず、保護者または成人が同伴でご利用下さい。

11.スポーツを目的とするもの以外での施設利用は原則許可できませんが、管理者までお問い合わせください。

12.名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

### ■施設の利用について

1.申請された利用時間は必ず、お守り下さい。 ※注)利用時間には準備、撤収、清掃時間を含みません。

2.施設の開館時間（利用可能時間）は午前9時00分から午後10時00分まで。

大会等の運営は開館時間内で実施できるよう主催者側で前日準備などの事前調整をお願いいたしますが、やむを得ない理由があると管理者が認めた

場合は、午前8時00分より、基本利用料に時間外料金を加算してのご利用が可能です。

3.当日は利用前に体育館管理事務所にて利用者名簿を受け取り、終了後に提出して下さい。

4.利用許可書は利用時に必ず持参し、管理者から指示があればご提示願います。（許可書は大切に保管ください）

5.利用者間のトラブル等について施設側は関与いたしません。

- 6.大会等での利用の場合、その規模により多目的体育館の全面申請をお願いすることがありますのでご了承下さい。
  - 7.許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
  - 8.施設、備品等は大切に取扱いして下さい。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または滅失した時は管理者に報告し、これを現状に復し、その損害を賠償していただきます。
  - 9.ラインテープを使用される場合は管理者指定の専用ラインテープ以外はお断りいたします。（管理事務所でも販売しております）
  - 10.利用後は必ず清掃（モップ掛け）、器具庫内の整理整頓をして管理者の点検を受けて下さい。
  - 11.施設の利用許可は第三者への又貸し行為を禁止します。
  - 12.更衣室、エントランスホール、通路、トイレは他の利用者との共有施設ですので占有しないようお願いいたします。
- ※注)通路やエントランスホールでのウォーミングアップや練習、集会(ミーティング)等は禁止いたします。

### ■駐車場について

- 1.駐車場は体育館東側の第2駐車場(114台無料)をご利用下さい。  
マイクロバス、中型バス、大型バスは第3駐車場(366台開門時間8:30~18:00)または臨時駐車場へ駐車願います。
- 2.駐車場内でのトラブル、事故等で管理者側は一切その責任を負いません。
- 3.大規模な大会の場合や管理者側が安全上、必要と判断した場合は主催者側から駐車場係を数名配置して頂きます。（目安として参加者、来場者数が大人100名につき駐車場整理係員1名の配置をお願いしています）
- 4.各駐車場は他の利用者との共有施設ですので、占有および事前確保はできません。満車時は駐車できない場合もありますのでご注意ください。
- 5.近隣住民および利用者の迷惑にならないようエンジンは必ず、停止して駐車してください。（待機バス含む）
- 6.満車時に周辺道路への駐車はご遠慮下さい。

### ■大会等の申請および事前打ち合わせについて

- 1.年間利用調整で仮決定された大会利用等の申請は利用予定日が属する月の3ヶ月前までに申請書を提出してください。期限までに申請書の提出がない場合はキャンセルと判断し、一般利用者に開放します。
- 2.規模にかかわらず、事前に大会開催内容（指定用紙）および大会パンフレット等の提出をして下さい。
- 3.大規模大会の場合や管理者が安全管理上、必要と判断した場合は使用されない場合であっても市民体育館全施設の申請していただく場合があります。
- 4.詳細の打ち合わせについては管理者側が必要と判断した場合は、事前に打ち合わせを行って下さい。
- 5.外部から主催者へ連絡があった場合の連絡先(会場責任者)を事前にお知らせ下さい。  
一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承下さい。

### ■利用上の注意

- 1.当日、利用許可証を必ず持参し、市民体育館管理事務所にご提示ください。
- 2.当弓道場は近的6人立ちの道場ですので、事故防止のため6人立ちのご利用をお守りください。
- 3.場内は土足厳禁です。必ず、白足袋に履き替えてご利用下さい。（裸足、スリッパ履きでの利用は大変危険ですので固くお断りいたします）

- 4.弓道にふさわしい服装でご利用ください。（弓道着又はスポーツウエア等）
- 5.場内を走ったり、大声を出さないでください。
- 6.巻わらの使用は矢止めをし、事故のないように注意し、所定の場所以外でのご利用はお断りいたします。
- 7.常に『危険防止』に意識を配り、初心者は中央に近い的を使用し、事故のないように努めてください。
- 8.ご利用後は申請時間内に安土の整地、的張り、場内清掃をしてください(?あづち)は散水を原則とし、砂を掃き上げてください。
- 9.市民体育館で大規模大会が開催される場合や、全館貸切りの場合はご利用いただけない場合があります。
- 10.弓道種目以外でのご利用は管理者までお問合せください。

### ■貸切利用上の注意

- 1.貸切利用とは6人以上の団体とします。
- 2.弓道経験のない団体のご利用はできません。（有段者が同伴の場合は可）
- 3.夜間区分お申込みは1週間前までをお願いします。
- 4.本利用規定を参加者全員にご周知願います。

### ■個人利用上の注意

- 1.個人利用は貸切利用のない日時に限り、1時間単位で一般開放いたします。
- 2.夜間区分のお申込みは1週間前までをお願いします。
- 3.弓道経験のない方および初心者のみでのご利用はできません。（有段者が同伴の場合は可）
- 4.弓具の貸し出しは行っておりませんので、ご利用者でご持参ください。

### ■その他

- 1.場内は飲食できません。（水分補給の飲み物については指定の場所をお願いします）  
飲食は会議室(有料)、控室、インテンスールでのみ可能です。  
※注)場内はお子様のおやつ類もご遠慮下さい。
- 2.喫煙は指定された灰皿設置場所のみ可能です。（館内は全館禁煙です）
- 3.アルコール類の持ち込みや飲酒されての利用、館内での飲用は固くお断りします。  
（発見された場合、利用の途中でも利用をお断り致します）
- 4.持ち込まれたゴミについては利用者および主催者が責任をもって全てお持ち帰り下さい。
- 5.施設内に許可なく押しピンやテープによる貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。
- 6.消耗品は利用者でご準備下さい。（ハサミ、セロテープ等の文具類、救急薬品等）
- 7.貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難についての責任は施設側は一切負いません。
- 8.利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は申請後または利用の途中でも利用をお断りすることがあります。
- 9.利用にあたって管理者から指示がある場合、その指示に従って下さい。指示事項や厳守事項を守っていただけない場合は利用の途中でも利用をお断りいたします。